百三十一～百三十五　（略）

百三十六　通所型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

百三十七　介護予防ケアマネジメント費における介護職員等処遇改善加算の基準

第十号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)から(4)まで中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

百三十一～百三十五　（略）

百三十六　通所型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)中「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表（以下「旧単位数表」という。）の通所型サービス費」と、同号ヘからソまで中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧単位数表の通所型サービス費」と読み替えるものとする。

（新設）

（介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第十七条　介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 単位数表 1　訪問型サービス費 イ～ホ　（略） ヘ　介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数 ⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数 ⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の249に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数 ⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数 ⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数	**別表** 単位数表 1　訪問型サービス費 イ～ホ　（略） ヘ　介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数 （新設） ⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数 （新設） ⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数